

いつもお世話になりありがとうございます！本年もどうぞよろしくお願いいたします。

昨年は世界を席卷した新型コロナウイルスにより、私たちの生活は一変しました。そのような中で様々な助成制度や補助金が出され、一部では混乱を招く事態となりました。行政手続きの専門家、くらしとお金の専門家として微力ながら支援させていただき、お客様に喜んでいただけたことは、私にとっても何物にも代え難い喜びとなりました。

このような大きな時代の変革期にあって、皆様の利便性向上や権利利益の実現に資し、しあわせになるための支援を行えるように、日々精進してまいります。

皆様にとって、輝ける良い年でありますよう心から御祈念申し上げます。

『金融リテラシー』をご存じですか？

金融広報中央委員会が、金融リテラシーの現状把握のために行った設問がありますので、挑戦して自分の金融リテラシーを確認してみましょう！解答は裏面にあります。

	設問
問1	家計の行動に関する次の記述のうち、適切でないものはどれでしょうか。 1. 家計簿などで、収支を管理する 2. 本当に必要か、収入はあるかなどを考えたうえで、支出をするかどうかを判断する 3. 収入のうち、一定額を天引きにするなどの方法により、貯蓄を行う 4. 支払を遅らせるため、クレジットカードの分割払を多用する 5. わからない
問2	一般に「人生の3大費用」といえば、何を指すでしょうか。 1. 一生涯の生活費、子の教育費、医療費 2. 子の教育費、住宅購入費、老後の生活費 3. 住宅購入費、医療費、親の介護費 4. わからない
問3	金利が上がっていくときに、資金の運用（預金等）、借入れについて適切な対応はどれでしょうか。 1. 運用は固定金利、借入れは固定金利にする 2. 運用は固定金利、借入れは変動金利にする 3. 運用は変動金利、借入れは固定金利にする 4. 運用は変動金利、借入れは変動金利にする 5. わからない
問4	10万円の借入れがあり、借入金利は複利で年率20%です。返済をしないと、この金利では、何年で残高は倍になるでしょうか。 1. 2年未満 2. 2年以上5年未満 3. 5年以上10年未満 4. 10年以上 5. わからない
問5	金融商品の契約についてトラブルが発生した際に利用する相談窓口や制度として、適切でないものはどれでしょうか。 1. 消費生活センター 2. 金融ADR制度 3. 格付会社 4. 弁護士

問	正答	金融リテラシー ・マップ上の分類	説明
問1	4	家計管理	クレジットカードの分割払を利用すると手数料(金利)が発生するため、支払を遅らせるために分割払を多用することは適切ではない。
問2	2	生活設計	老後費用、住宅費用、教育費用は、「人生の3大費用」といわれます。
問3	3	金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択	金利が上がっていくときには、運用収入が増加するため、運用を変動金利にすることが適当。一方、借入れについては、コストの増加を避けるため、固定金利にすることが適当。
問4	2		「72の法則」は、お金が2倍になる年数がすぐにわかる便利な算式(「72÷金利=お金が2倍になる年数」)。この算式に当てはめて計算すると、「2年以上5年未満」
問5	3	外部の知見の適切な活用	格付会社は、金融商品または企業・政府などの信用状態について評価(等級:信用格付け)を付与する企業であり、金融トラブル時に相談する窓口ではない。

出典:金融広報中央委員会『「金融リテラシー調査2019年」の結果』

リテラシーとは読み解く能力のことで、金融リテラシーとは金融に関する知識や情報を正しく理解し、主体的に判断することができる能力を指します。

○何のために金融リテラシーを身につける必要があるのか?

国民一人ひとりが、より自立的で安心かつ豊かな生活を実現するためです。

・現代社会では金融との関わりを持つことは避けられません。「生活スキル」として金融リテラシーを身につける必要があります。

・国民一人ひとりの金融リテラシーが向上すれば、結果として、健全で質の高い金融商品の提供の促進や、家計金融資産の有効活用にもつながり、公正で持続可能な社会の実現に役立ち得ると考えられます。

昔と比べ、金融商品が多様化、複雑化し、投資詐欺商法なども多発する中、金融リテラシーの重要性はますます高まっています。その向上のため、常に新しい情報を収集することを心掛けたいものです。

小規模事業者持続化補助金

販路開拓につながる様々な取組みに活用できます!

チラシ配布・HP製作



新規機械装置等の購入



各種広告媒体の活用



店舗改装



新商品開発



商品パッケージ・包装デザインの一新 最新型故障診断機の導入

看板の設置 和式トイレから洋式トイレへの改修 陳列棚

補助上限額

通常枠: 50万円 補助率2/3

低感染リスク型ビジネス枠:
100万円 補助率3/4

個人事業主・小規模事業者等を対象に、新規顧客獲得や販路開拓等のための経費が補助されます!

給付金とは違い、条件に合うと頂けるものではありません。詳細な規定や条件があり、経営計画の作成やその審査、実績報告もしなくてはなりません。

少額な設備投資や店舗の改装、ホームページ作成などを考えている事業者に、是非ご利用いただきたい補助金です。この補助金以外にも様々ありますのでご相談下さい。facebookでも情報発信を行っております。



Q むつ市 赤松行政書士・fp事務所

迅速な対応

若さと機動力を活かし、ご依頼に対して、最短での手続きを目指します。

丁寧な対応

手続きの経過を随時報告し、ご依頼者様との信頼構築に尽くします。

親身な対応

お気軽に質問頂ける雰囲気作りを心がけ、わかりやすい言葉を使うようにしております。

主な取扱業務

- 個人のお客様
- 遺産分割協議書作成、相続手続き
- 遺言書作成支援
- 贈与契約書、売買契約書等作成
- 農地転用
- 成年後見
- 家計診断、保険の見直し、教育費、資産運用 など

- 法人のお客様
- 建設業許可申請、更新申請
- 決算等届出、経営事項審査
- 建設キャリアアップシステム
- 事業設立、会計帳簿作成代行
- 農地に関する許可申請・届出
- その他許認可申請手続き
- 補助金申請支援 など

- 社内研修、顧客向け講演会、セミナー等の講師
- テーマ、内容はお問い合わせください

赤松行政書士事務所・家計のみかたFP事務所

〒035-0051 青森県むつ市新町8-22 2階

営業時間 9:00~18:00(時間外対応可能)

定休日 日曜日・祝日(休日対応可能)

TEL 0175-34-0725

FAX 0175-34-0726

携帯 090-2955-0457



むつ郵便局から田名部高校方面へ約100m